

第3次羽島市人権施策推進指針の策定について

羽島市人権施策推進指針策定方針(案)

1. 策定の趣旨

「羽島市人権施策推進指針(平成30年3月)」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月)」に基づくものであり、羽島市民一人一人の人権が尊重され、市民が主体のまちづくりの実現に向けて、市の人権施策の基本的な考え方や方向性を示すために策定された。

現行の「第2次羽島市人権施策推進指針(令和5年3月)」が令和10年3月に終期を迎えることから、令和10年度からの「第3次羽島市人権施策推進指針」を策定する。

2. 指針の位置づけ

- ・国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)(令和7年6月)」に基づき、市の現状を鑑みながら現行指針を継続、発展させるもの。
- ・市総合計画、各種関連計画や市まちづくり基本条例との整合・連携を図るもの。

3. 指針の期間

令和10年度～14年度の5年間とし、社会情勢の変化や上位・関連計画等を踏まえながら必要に応じて見直しを行う。

4. 策定までのスケジュール(令和8年6月～令和10年3月)

	時期	市民意識調査・策定	協議会・策定に係る議事
令和8年度	6月		① 方針(案)、意識調査(概要)
	7～8月	意識調査作成	
	9～10月	意識調査実施→回収	
	11～1月	集計、分析→報告書作成	
	2月		② 意識調査結果報告
令和9年度	3～4月	骨子(案)作成	
	5月		① 骨子(案)
	6～10月	指針(案)作成	
	11月		② 指針(案)
	12月	パブリックコメント	
	1月	指針(案)修正	
	2月		③ 指針(案)最終
	3月	第3次指針策定	

人権に関する市民意識調査について

目的

市民の意識や現状を把握し、次期人権施策推進指針の策定に向けた基礎資料及び、人権施策推進の参考とするため実施する。

設計

調査地域	羽島市全域
調査対象	羽島市在住の18歳以上の男女
標本数	1,200人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	配布:郵送 回収:郵送又はインターネット
調査時期	令和8年9月～10月(予定)

設問

国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」を参考に協議会での意見を踏まえ、令和3年に実施した市民意識調査を改編する。【予定設問数 37問(令和3年 32問)】

設問または項目に新たに追加するもの

- 国① 本邦外出身者に対する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)
- 国② 属性の重なりによる人権課題
- 国③ 自身や他者の人権尊重の認知度
- 市④ 人権教育・啓発の普及状況を測るもの
- 市⑤ 第2次羽島市人権施策推進指針に合わせるもの

(1) 人権全般(6問 分岐設問※1除く)

1	各人権の関心度①②
2	人権を身近に感じる程度
3	5年前と比較した人権意識の高まり
4	人権侵害された経験の有無 ※1
5	受けた人権侵害の内容、行動、相談 ※1
6	自身や他者の人権尊重の認知度③

(3) 人権教育・啓発(7問)

1	人権問題に関する知識等を得た媒体
2	人権に関わる機関等の認知度
3	人権に関わる法や市の条例等の認知度④
4	人権尊重の考えについて強く影響を受けたもの
5	人権意識向上のために今後必要なこと
6	効果的な人権啓発活動
7	人権尊重のために行動すべきこと

(4) 属性・自由記述(3問)

- ・回答者の年代
- ・回答者の自認する性
- ・自由記述

(2) 各人権課題(21問 複数設問※2あり)

課題ごとに想定される問題を項目に設定し、市民の関心度を図る。

1	女性
2	子ども(※2 人権保護のため必要なこと、児童虐待)
3	高齢者
4	障がい者
5	部落差別(同和問題) (※2 差別存在理由・回答者の考え)
6	外国人
7	感染症患者等⑤
8	インターネット上の人権侵害 (※2回答者の考え)
9	多様な性(※2 回答者の考え)
10	働く人
11	犯罪被害者とその家族
12	刑を終えて出所した人
13	本邦外出身者に対する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)①
14	北朝鮮当局による拉致問題⑤
15	アイヌの人々

設問の例

高齢者の人権について
高齢者の人権問題について特に問題があると思うのはどのようなことか(○は3つまで)

1. 経済的に自立が困難
2. 働く機会が少ない
3. 悪徳商法などの被害
4. 家庭内介護における虐待
5. 施設における劣悪な処遇
6. 邪魔者扱い
7. 子ども扱い
8. 意見が尊重されない

例のため、内容を省略して一部のみ記載しています。